

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和3年11月25日

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況及び医療提供体制への負荷の状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために感染警戒レベルを運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- 感染速度（下表2）が「激増」となるなど、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1の基準を満たしていない場合であっても次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域や全県の感染警戒レベルがレベル5となるなど、モニタリング指標の多くが継続的に悪化している場合、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※
1	—	—
2	人口10万人当たり4.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者7人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり10.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者16人以上)	
4	人口10万人当たり20.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者32人以上)	
5	人口10万人当たり30.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者47人以上)	
6	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合)	

※濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

【表 2 : 感染速度】

前週と比較した直近 1 週間の新規陽性者数の増減	指標
人口 10 万人当たり 20.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 32 人以上の増加)	激増
人口 10 万人当たり 10.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 16 人以上の増加)	急増
人口 10 万人当たり 4.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 7 人以上の増加)	増加
人口 10 万人当たり 4.0 人未満の増減 (人口 10 万人以下の圏域では 7 人未満の増減)	ほぼ横ばい
人口 10 万人当たり 4.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 7 人以上の減少)	減少
人口 10 万人当たり 10.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 16 人以上の減少)	急減
人口 10 万人当たり 20.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 32 人以上の減少)	激減

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 医療提供体制への負荷がかかっているときや全県で警戒を行う必要があるときには全県の感染警戒レベルを運用する。
- 全県のレベルの引上げは、下表3における要件1から要件4までを満たす場合に行うことを原則とする。
- ただし、感染が拡大する可能性があり、人の移動を抑制する必要があると認められるときは、要件1から要件4までの基準を満たしていない場合であっても、レベル3への引上げを行うことができるものとする。なお、レベル4以上については、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1から要件4までの基準を満たしていない場合であっても、次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- 国による本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。

【表3：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 医療提供体制への負荷の状態	要件2 直近1週間の新規陽性者数	要件3 モニタリング指標（下表4の指標）の状況	要件4 全県で統一的な対策を行う必要性
3 (国レベル1相当)	—	人口10万人当たり 5.0人以上	継続的に悪化	医療への負荷が今後高まっていく可能性があり、全県で統一的にレベル3相当の対策が必要であると認められる
4 (国レベル2相当)	確保病床使用率 25%以上 又は 重症病床使用率 20%以上	人口10万人当たり 10.0人以上		医療への負荷が高まっていくリスクが高く、全県で統一的にレベル4相当の対策が必要であると認められる
5 (国レベル3相当)	確保病床使用率 50%以上 又は 重症病床使用率 40%以上	人口10万人当たり 15.0人以上		適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っており※、全県で統一的にレベル5相当の対策が必要であると認められる
6 (国レベル3相当以上)	(緊急事態宣言)			

※新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された「医療需要の予測ツール」の値も参考とする。

【表4：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数の今週先週比
PCR検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))
入院者数/確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数/重症者用確保病床数の割合 (重傷者用確保病床に入院している重症者の数を重傷者用確保病床数で除して得た割合)
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
人口10万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
重症者数
中等症者数
直近1週間の感染経路不明者の割合

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルを上げた日から起算して14日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- ただし、新規陽性者数の減少傾向が明らかであると認められるときは、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。この場合において、全県の感染警戒レベルがレベル3以下であるときには、①を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル6については、まん延防止等重点措置の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルを上げた日から起算して14日間以上経過し、②医療提供体制への負荷の状態及び直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、かつ④当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- レベル4及び3への引下げは、レベルを上げた日から起算して14日間以上経過し、全県の引き上げたレベルと比較し、多くの圏域で新規陽性者数が圏域の基準において当該レベルを下回っており、全県で統一的な当該レベル相当の対策が必要でないと認められる場合には、②のうち新規陽性者数の基準を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル6については、緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	—	陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ ※1	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ ※2	感染が顕著に拡大している状態	人との接触機会の低減の要請等を検討 施設に対する営業時間の変更等の要請等を検討※3
圏域の感染警戒レベル 6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	まん延防止等重点措置の実施を検討
全県の感染警戒レベル 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	緊急事態措置の実施を検討

※1 全県の感染警戒レベルを4に引き上げ「特別警報Ⅰ」を発出するときは、「医療警報」を発出するものとする。

※2 全県の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出するときは、「医療非常事態宣言」を発出するものとする。

※3 施設に対する営業時間の変更等の要請に当たっては、圏域の感染状況に加え、医療提供体制への負荷について全県の感染警戒レベルを考慮して慎重に判断するものとする。